

## 公益財団法人早稲田奉仕園賛助会員規程

### （目的）

第1条 この規程は、この法人の賛助会員の入会及び退会並びに年会費の納入に関し、必要な事項を定めるものです。

### （会員の種類）

第2条 この法人の会員は次の通りとします。

- 1 個人賛助会員：この法人の目的に賛同して入会する個人
- 2 団体・法人賛助会員：この法人の目的に賛同して入会する団体及び法人

### （入会手続き）

第3条 賛助会員になることを希望される方は、所定の入会申込書を提出していただきます。尚、入会申込書は、所定の郵便振替用紙に替えることができます。

### （年会費）

第4条 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その維持、運営を支援するために、年会費を納入していただきます。この年会費は寄付金として扱われ、当該年度の公益目的事業に使用します。

- 1 個人賛助会員 年間 5,000 円以上
- 2 団体・法人賛助会員 年間 10,000 円以上

### （賛助会員の特典）

第5条 賛助会員には次のような特典があります。

- 1 全賛助会員は、当該年度分の機関誌「早稲田奉仕園通信」の配布を受けることができます。
- 2 全賛助会員は、講演会等の催しについての案内を受けることができます。
- 3 個人賛助会員は、当財団の指定する講演会等の催しに割引料金で参加できます。

### （賛助会員となる期間）

第6条 賛助会員となる期間は、年会費を納入した年度（4月より翌3月まで）の年度末までとします。

### （退会）

第7条 賛助会員は、退会の旨をこの法人に通知することにより、いつでも退会することができます。また、退会通知がない場合は、年会費を納付された年度の末日をもって自然退会とみなします。

- 2 年度の途中で退会された場合、既納の年会費は理由の如何を問わず返還いたしません。

第8条 この規程は、必要と認められた場合、理事会の決議により変更することができます。